

現行	改正後（案）
（許可の期間） 第五条 条例第八条第二項（条例第九条第三項において準用する場合を含む。）に規定する許可の期間（第三項において「許可期間」という。）は、次に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間を超えない範囲で定めるものとする。 一〜九 略 2 条例第八条第三項ただし書（条例第九条第三項において準用する場合を含む。）に規定する市長が良好な景観の形成に積極的に貢献すると認める広告物 は、次に掲げる固定広告物とする。 一 条例第三十七条第三項の規定による認定を受けた広告物協定、杜の都の風土を育む景観条例（平成七年仙台市条例第五号）第二十一条第三項の規定による認定を受けた杜の都景観協定又は景観法（平成十六年法律第百十号）第八十三条第一項の規定による認可を受けた景観協定に係る固定広告物で条例第三十一条の二第二項第二号に規定する広告物誘導基準に適合するもの 二 条例第三十三条第二号に規定する広告物美観維持基準に適合する固定広告物 3 前項に規定する広告物の許可期間は、第一項の規定にかかわらず、次に掲げる広告物の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間を超えない範囲で定めるものとする。 一 第一項第六号及び第七号に掲げる広告物 六年以内 二 第一項第八号に掲げる広告物 二年以内 （点検項目等） 第十二条の二 条例第十六条の二第一項の点検は、屋外広告物等の本体の基礎部分、支持部分及び主要部材の変形及び腐食、接合部の劣化、表示面の破損及びはく離その他市長が別に定める項目について、これらの項目の性質に応じ、適切と認める方法として市長が別に定める方法により実施するものとする。 【新設】 【新設】 【新設】 （点検結果の提出） 第十二条の五 条例第十六条の二第二項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 【新設】 一 条例第九条第一項の規定による許可を受けようとする場合（広告物等の改造又は移転に係る場合に限る。）	（許可の期間） 第五条 条例第八条第二項（条例第九条第三項において準用する場合を含む。）の許可の期間 は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間を超えない範囲で定めるものとする。 一〜九 略 2 条例第八条第三項ただし書（条例第九条第三項において準用する場合を含む。）の市長が良好な景観の形成に積極的に貢献すると認める広告物等は、前項第六号から第八号までに掲げる広告物等のうち次の各号に掲げるものとし、その表示又は設置に係る許可の期間は、当該各号に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間を超えない範囲で定めるものとする。 一 条例第三十七条第三項の規定による認定を受けた広告物協定、杜の都の風土を育む景観条例（平成七年仙台市条例第五号）第二十一条第三項の規定による認定を受けた杜の都景観協定又は景観法（平成十六年法律第百十号）第八十三条第一項の規定による認可を受けた景観協定に係る固定広告物で条例第三十一条の二第二項第二号に規定する広告物誘導基準に適合するもの 次のイ又はロに掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる期間 イ 前項第六号又は第七号に掲げる広告物等 六年以内 ロ 前項第八号に掲げる広告物等 二年以内 二 条例第三十三条第二号に規定する広告物美観維持基準に適合する固定広告物 前号イ又はロに掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ同号イ又はロに掲げる期間 【削る】 （点検項目等） 第十二条の二 条例第十六条の二第一項の点検は、屋外広告物等の本体の基礎部分、支持部分及び主要部材の変形及び腐食、接合部の劣化、表示面の破損及びはく離その他市長が別に定める項目について、これらの項目の性質に応じ、適切と認める方法として市長が別に定める方法により実施するものとする。 2 前項の点検は、広告物等の表示又は設置後三年以内ごとに一回行うものとする。ただし、条例第八条第一項又は条例第九条第二項の規定による許可を受けた第五条第二項各号の広告物等（同条第一項第八号に掲げるものに限る。）については、当該広告物等の表示又は設置後一年以内ごとに一回行うものとする。 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、速やかに第一項の点検を行わなければならない。 一 既設の広告物等が別表第二に規定する適用除外の基準に適合しないこととなる場合 二 既設の工作物へ広告物等を表示し、又は設置する場合 三 屋外広告物の表示の内容に変更を加え、又は広告物等を改造し、若しくは移転する場合（第七条各号の場合を除く。） 四 暴風、豪雨、豪雪、地震その他異常な自然現象を原因として広告物等が公衆に対する危害を及ぼすおそれがある場合 五 その他市長が必要と認める場合 4 前項の規定により第一項の点検を行った場合における第二項の規定の適用については、同項中「広告物等の表示又は設置後」とあるのは、「直近の次項の規定による点検後」とする。 （点検結果の提出） 第十二条の五 条例第十六条の二第二項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 条例第八条第一項の規定による許可を受けようとする場合（第十二条の二第三項第一号又は第二号の場合に限る。） 二 条例第九条第一項の規定による許可を受けようとする場合（第十二条の二第三項第三号の 場合に限る。）

二 条例第八条第一項又は条例第九条第二項の規定による許可を受けた<u>第五条第一項第六号から第八号までの広告物等（同条第二項各号の固定広告物に限る。）</u>について、次のイ又はロに掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる期間を経過した場合 イ 第五条第一項第六号又は第七号に掲げる広告物等 当該許可を受けた日から三年 ロ 第五条第一項第八号に掲げる広告物等 当該許可を受けた日から一年 【新設】 2 条例第十六条の二第二項に規定する点検の結果の提出は、点検の結果を記載した報告書（次項において「安全点検報告書」という。）を提出することにより行う。 3 安全点検報告書は、提出する日の前三月以内に実施した点検の結果に基づき作成されたものでなければならない。（講習会等） 第三十八条 略 2～6 略 7 前項の屋外広告物講習会修了証書を紛失し、又はき損した者は、市長にその旨を申し出て再交付を受けることができる。（帳簿の記載事項等） 第四十一条 略 2 略 3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。） に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示される場合は、当該ファイル又は磁気ディスクへの記録をもって前項の帳簿への記載に代えることができる。 4 第二項の帳簿（前項の場合における同項のファイル又は磁気ディスクを含む。次項において同じ。）は、広告物等の表示又は設置に係る契約ごとに作成しなければならない。 5 略	三 条例第八条第一項又は条例第九条第二項の規定による許可を受けた<u>第五条第二項各号の広告物等</u>について、次のイ又はロに掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる期間を経過した場合 イ 第五条第一項第六号又は第七号に掲げる広告物等 当該許可を受けた日から三年 ロ 第五条第一項第八号に掲げる広告物等 当該許可を受けた日から一年 四 広告物等による公衆に対する危害を防止するため、市長が特に必要と認める場合 2 条例第十六条の二第二項に規定する点検の結果の提出は、点検の結果を記載した報告書（次項において「安全点検報告書」という。）を提出することにより行う。 3 安全点検報告書は、提出する日の前三月以内に実施した点検の結果に基づき作成されたものでなければならない。（講習会等） 第三十八条 略 2～6 略 7 前項の屋外広告物講習会修了証書を紛失し、又は毀損した者は、市長にその旨を申し出て再交付を受けることができる。（帳簿の記載事項等） 第四十一条 略 2 略 3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下この項及び次項において同じ。）に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示される場合は、当該ファイル又は電磁的記録媒体への記録をもって前項の帳簿への記載に代えることができる。 4 第二項の帳簿（前項の場合における同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。次項において同じ。）は、広告物等の表示又は設置に係る契約ごとに作成しなければならない。 5 略
---	---

附 則 （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の二の改正規定及び第十二条の五第一項の改正規定は、令和六年十一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置） 2 改正後の第十二条の二第二項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に表示又は設置された広告物等（仙台市屋外広告物条例（平成元年仙台市条例第四号。以下「条例」という。）第一条に規定する広告物等をいう。以下同じ。）について適用する。 3 前項の規定にかかわらず、改正後の第十二条の二第二項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）の規定は、施行日の前日に現に表示又は設置されている広告物等で施行日以後に同条第三項の規定による点検が行われたものについても適用する。 4 改正後の第十二条の五第一項第一号及び第二号の規定は、それぞれ施行日から三月を経過した日以後に行われた第四条第一項の規定による申請及び第六条第一項の規定による申請について適用し、施行日前に行われたこれらの申請については、なお従前の例による。	
--	--